

仕様書

1. 適用範囲

本仕様は、山口県国際総合センター高層棟及びアリーナ棟監視カメラ設置に適用するものであって、その他特別に定めるものの他は全て本仕様書に準拠し、製作・施工するものとする。

2. 工事名称

山口県国際総合センター高層棟他監視カメラ改修工事

3. 設置場所

山口県下関市豊前田町三丁目 3 番 1 号

4. 工期

着手 令和 4 年 1 月 日

完了 令和 4 年 3 月 3 1 日

5. 工事内容

- (1) 高層棟に既設カメラ 10 台撤去し、15 台新設。アリーナ棟既設 6 台撤去し、6 台新設。タワー棟 6 階監視カメラ 2 台撤去。
- (2) 防災センター内の I T V 架に電源装置 3 台撤去新設、デジタルレコーダー 2 台撤去、1 台新設、1 台既設流用。
- (3) 監視システム用パソコン 4 台の設定変更
- (4) 監視カメラ用モニター 2 台撤去、カバープレート取付。
- (5) ケーブル敷設
- (6) 既設監視システムとの接続
- (7) 試験調整

6. 機器仕様

別紙設計図面参照

7. 施工要領

- (1) 本仕様書と別紙の工事図面に基づき、機器納入仕様書を提出し、監督員の承諾を得た後、施工すること。
- (2) 本工事途中において、疑義を生じた場合は、監督員にその旨を申し出て協議の上、監督員の指示に従うこと。
- (3) 本工事の施工に当たり、既設構造物等に損傷を与えたときは速やかに監督員に報告し、請負者の責任で復旧すること。

別紙 1

- (4) 作業の日時については、事前に監督員と協議を行い、その指示に従うものとする。
- (5) 工事完了後は機器の調整を行い、記録ができる状態にすると共に、取扱説明を行うこととする。

8. 提出書類

- (1) 納入仕様書 2部
- (2) 工事写真 3部
- (3) 完成図書 3部
- (4) 電子データ (DVD) 2枚

9. その他

- (1) 納入機器は、将来、他メーカーの機種と接続する場合に別途ハードウェアを追加せずに接続可能な汎用インターフェースとする。
- (2) 納入機器は、本仕様書に定めるものと同等以上でなければならない。
- (3) 本仕様書と別紙の設計図面以外に本工事で必要と思われるものは、請負者にて負担するものとする。
- (4) 請負者は、本工事完了後の瑕疵について、引渡後 1 年間補修又はその損害について賠償の責を負うものとする。